

専務理事	事務長	総務課長	係長	担当

電設年金会館 利用申込書

下記のとおり電設年金会館の利用申込をいたします。

令和 年 月 日 申込

事業所名称 または団体名	(事業所番号：)		
所在地 (現住所)	〒 -		
利用者氏名 (利用責任者)	電話	-	-
利用年月日	令和 年 月 日 (曜日)		
利用時間	<input type="checkbox"/> 9:00~12:00 <input type="checkbox"/> 13:00~17:00 <input type="checkbox"/> 9:00~17:00		
利用者区分	<input type="checkbox"/> 加入事業所(者) <input type="checkbox"/> 年金受給者 <input type="checkbox"/> その他(一般)		
利用会場 <small>希望する全ての会場に ✓を付してください。</small>	2階 会議室 <input type="checkbox"/> 第一(約200名) <input type="checkbox"/> 第二(約120名) <input type="checkbox"/> 第三(約70名)		
	3階 <input type="checkbox"/> 特別会議室(約20名) <input type="checkbox"/> 研修室(約20名)		
	地下・4階 <input type="checkbox"/> 地下会議室(約50名) <input type="checkbox"/> 小会議室(約30名)		
利用目的	利用人数	名	
利用機器	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 無線マイク (本) ※2階・3階のみ <input type="checkbox"/> ピンマイク (本) ※2階のみ <input type="checkbox"/> プロジェクター ※2階(第一・第二)のみ <input type="checkbox"/> その他 ()		

備考 (基金への連絡事項など)

受付

※ 申込前に必ず別紙「留意事項」をご確認ください。

※ 申込書は下記のいずれかの方法で提出してください。 提出先：東京都電設工業企業年金基金 総務課 宛

● 郵送の場合 〒169-8556 東京都新宿区大久保2-8-3

● FAXの場合 03-5273-0120

● メールの場合 (PDF等にて添付) soumu@dskikin.jp

－ 留意事項 －

◆ 会館の貸出について

- ・ 利用申込書を提出後、基金より「利用承認書」を送付します。
会館利用料については、「利用承認書」に記載の金額を利用年月日の2日前までに指定の金融機関へ入金してください。
- ・ 会館利用の取消しは、利用年月日の2日前までに基金へ連絡してください。
- ・ 次の事項に該当する場合、利用日当日であっても利用の取消しを行う場合があります。
また、2項に該当した場合は、以降の会館利用を制限します。
 1. 天災地変、交通途絶、その他基金がやむを得ないと認めた場合
 2. 利用料の入金がなかった場合、基金への連絡を怠り利用しなかった場合、
利用申込書の記載内容と異なった目的の使用を行った場合
- ・ 会館を利用できる権利を他に転貸譲渡することはできません。

◆ 会館の利用について

- ・ 基金の開門は8時45分、閉門は17時となります。指定時間外の入退場はできません。
- ・ 申出た利用時間を超過する利用はできません。
- ・ 各会場の机、椅子及び備品は、利用後に所定の位置に必ず戻してください。
- ・ 利用する会場（施設）の清潔保持に努め、ゴミ等は各自持ち帰りください。
- ・ 会館を利用する団体及び全ての利用者に次のことを禁止します。
 1. 駐車場以外の駐車（基金駐車場の利用を希望する場合、事前にお知らせください。）
 2. 指定場所以外での飲食、喫煙
 3. 飲酒状態での入館
 4. 発火物、爆発物等危険物の持ち込み
 5. 利用会場以外の会場（施設）及び立入禁止場所への立ち入り
 6. 秩序、風紀を乱す行為及び他に迷惑を及ぼす行為
- ・ 次の事項いずれかに該当する場合は、利用の取り消し又は利用中であっても、停止する場合があります。（利用料返還無）
 1. 上記、各項の禁止事項等に違反したとき
 2. 基金の運営に支障のある会合を行ったとき
 3. 反社会的勢力の関わる会合等を行ったとき
 4. 利用者の故意又は重大な過失による事故等により施設の利用ができなくなったとき
 5. 基金の指示に従わないとき

◆ その他

- ・ 利用者の故意又は重大な過失により、建物、施設の設備・什器・備品等を破損又は滅失したときは、当該利用者及び利用申込責任者にその損害を弁償していただく場合があります。
- ・ 天災地変又はこれに準ずる災害や利用者の責任による盗難、負傷、疾病、その他の事故については、基金はその責任を一切負わないものとします。